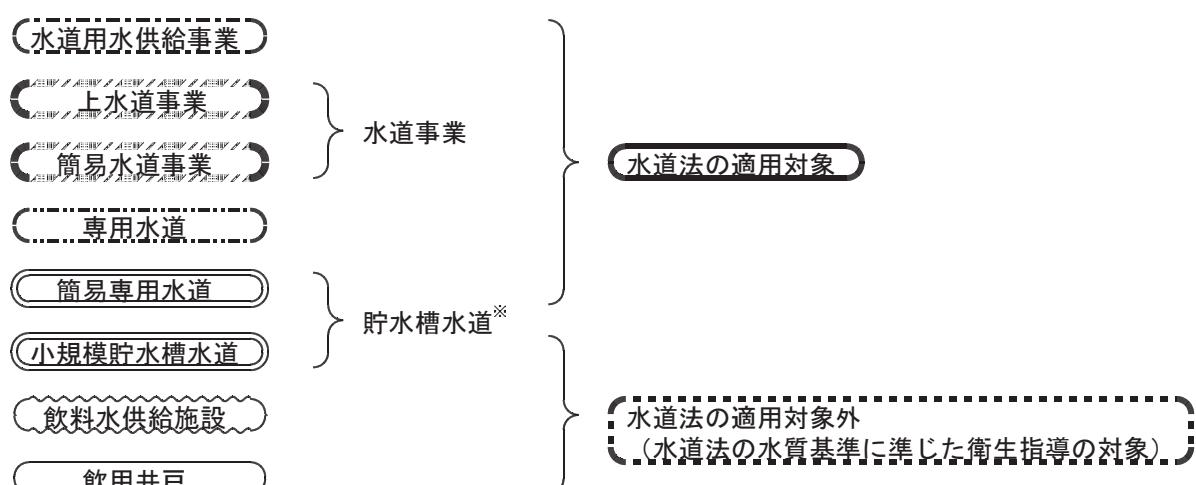
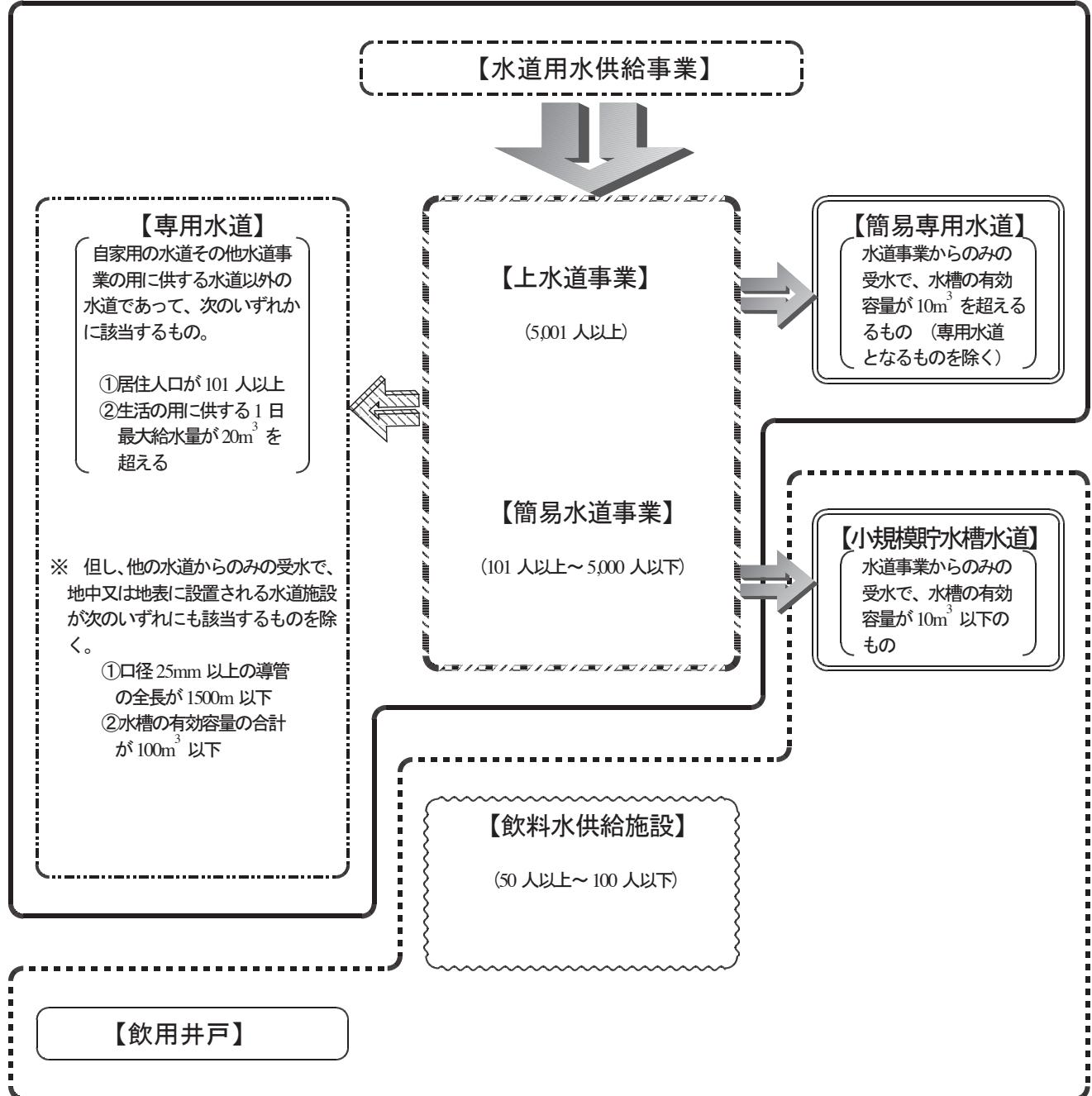


< 参 考 >

用語解説

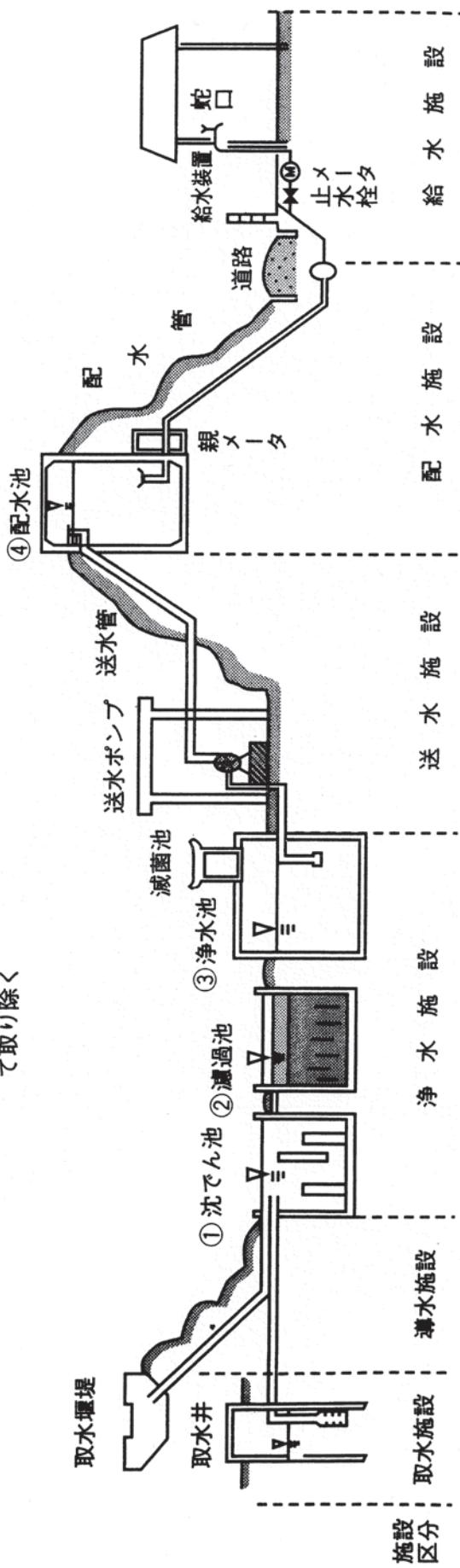
1 上水道	計画給水人口 5, 001 人以上の水道。
2 簡易水道	計画給水人口 101 人以上 5, 000 人以下の水道。
3 専用水道	寄宿舎、社宅等における自家用水道で居住人口 101 人以上、又は生活の用に供する 1 日最大給水量が 20m ³ を越える水道。
4 簡易専用水道	水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であって、水道事業の用に供する水道からのみ給水を受けるもので、受水槽の容量が 10m ³ を超えるもの。
5 飲料水供給施設	給水人口が 100 人以下の給水施設。
6 水道事業	一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業で、上水道事業や簡易水道事業がこれにあたる。
7 水道用水供給事業	水道事業者にその用水を供給する事業。
8 水道施設	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設であって、水道事業者の管理に属するもの。
9 給水装置	需要者に水を給水するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具。
10 普及率 (%)	= (現在給水人口 / 行政区域内人口) × 100
11 無効水量	配水管本管の漏水量、メーターより上流の給水管の漏水量など有効に使われなかった水量。
12 有効水量	= 有収水量 + 無収水量
13 有収水量	料金収入の対象となった水量。
14 無収水量	管洗浄用水、公衆飲料用、消火用など、有効に使われているものの料金収入の対象とならない水量。
15 有収率 (%)	= (年間有収水量 / 年間給水量) × 100
16 有効率 (%)	= (年間有効水量 / 年間給水量) × 100
17 負荷率 (%)	= (1 日平均給水量 / 1 日最大給水量) × 100

水道の概念図



水道施設の概要（水道の水ができるまで）

- ①水の中の細かいゴミや砂を取り除く
- ②さらに小さな不純物などを砂の屑を通して取り除く
- ③きれいになつた水を一時貯える
- ④一日のうち多く水を使うときのために、水を貯えておく



水質基準等

ア 水道法第1条に基づく水質基準(51項目)

区分	項目	項目名	基準値	検査方法	検査回数	検査の可否	備考
	1 一般細菌	1mlの換水で形成される集落数が100以下であること	標準寒天培地法	概ね1月に1回以上(回数の減は不可)	不可	省略	病原微生物
健	2 大腸菌	検出されないこと	特定酵素基質培地法				"
康	3 かドミクム及びその化合物	0.0003mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上(水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるものと認められる場合、過去3年間に水質が、基準値の5分の1以下であることを除く。)であつて、過去3年間に水質が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。		金属類
に	4 水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	還元化気 原子吸光光度法				"
閑	5 セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-ICP法				
す	6 鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法				
る	7 ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP-MS法、水素化物発生-ICP法				
項	8 六価クロム化合物	0.02mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法				
目	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	イオンクロマトグラフ法(陰イオン)による一音分析法	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)			
	10 ジシアノ化物イオウ及び塩化ジア	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ポストカラム吸光光度法	概ね3月に1回以上(水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から、原水の水質が大きく変わるものと認められる場合、過去3年間に水質が、基準値の5分の1以下であることを除く。)であつて、過去3年間に水質が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことなく、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。		ICP法:誘導結合プラズマ発光分光分析法 ICP-MS法:誘導結合プラズマ-質量分析法 溶媒抽出-誘導体化-GC-MS法:溶媒抽出-誘導体化-ガスクロマトグラフ-質量分析法
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下					
	12 フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下					
	13 ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	ICP法、ICP-MS法				"

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考	
14) 塩化炭素	0.002mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	有機物	"	
15) 1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	有機物	"	
16) システルカロエチレン及び1,2-ジカルロエチレン	0.04mg/L以下	PT-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間に水原の種別取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	有機物	"	
17) ジクロロメタン	0.02mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	有機物	"	
18) テトクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	有機物	"	
19) トクロロエチレン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	有機物	"	
20) ベンゼン	0.01mg/L以下	PT-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	有機物	"	
21) 塩素酸	0.6mg/L以下	イオンクロマトグラフ法、液体クロマトグラフ-質量分析法	概ね3月に1回以上(回数の減は不可)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
22) クロ酢酸	0.02mg/L以下	溶媒抽出誘導体化-GC-MS法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
23) クロホルム	0.06mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
24) シクロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出誘導体化-GC-MS法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
25) シクロモルホメタン	0.1mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
26) 臭素酸	0.01mg/L以下	イオンクロマトグラフ-ホースカラム吸光光度法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
27) 総トリハロメタン	0.1mg/L以下	固相抽出-HPLC法、HS-GC-MS法、全有機炭素計測定法、ガラス電極法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
28) トリクロ酢酸	0.03mg/L以下	溶媒抽出誘導体化-GC-MS法 液体クロマトグラフ-質量分析計による一斉分析法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
29) フロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
30) フロモホルム	0.09mg/L以下	溶媒抽出誘導体化-HG-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
31) ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	溶媒抽出誘導体化-液体クロマトグラフ-質量分析法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合(浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を用いる場合不可。)	消毒副生成物	"	
性状	32) 亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況(地下水を水源とする場合は、近傍の地域における地下水の状況を含む。)を調査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、省略可。	金属類	"
に	33) アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	金属類	"
開する項目	34) 鋼及びその化合物	0.3mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	金属類	"
35) 銅及びその化合物	1.0mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上とすることができる。)	金属類	"	
36) ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、イオンクロマトグラフ法(陽イ子)	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	無機物	"	
37) マグネシウム及びその化合物	0.05mg/L以下	フレームレス原子吸光光度法、フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法	概ね3月に1回以上	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を越えたことがない、かつ、原水並びに水源及びその周辺の状況を調査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。	金属類	"	

区分番号	項目名	基準値	検査方法	検査回数	省略の可否	備考
38	塩化物イオン	200mg/L以下	イオンクロマトグラ法(陰イオン)による一斉分析法、滴定法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。)	不可	
39 (硬度)	カルシウム、マグネシウム等	300mg/L以下	フレーム原子吸光光度法、ICP法、ICP-MS法、オンラインドクトラ法(陽イオン)、滴定法	概ね3月に1回以上 (水源等から、原水の水質が大きく変わるものと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、概ね1年に1回以上と、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水質及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められる場合、省略可。 無機物	その他
40	蒸発残渣物	500mg/L以下	重量法	500mg/L以下	"	
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	固相抽出-HPLC法	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産生する藻類の発生が少なく、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。) (回数の減は不可。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水質及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、省略可。 有機物	有機物
42 性 状 に 關 す る 項 目	ジオスミン	0.00001mg/L以下	PT-GC-MS法、HS-GC-MS法、固相抽出-GC-MS法	概ね1月に1回以上 (左記の事項を産生する藻類の発生が少なく、検査を行なう必要がないことが明らかであると認められる期間を除く。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水質及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、省略可。 有機物	有機物
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	固相抽出-ガスクロマトグラフ-質量分析法	概ね3月に1回以上 (水源等から、原水の水質が大きく変わるものと認められる場合(過去3年間に水源の種別、取水地点又は浄水方法を変更した場合を除く。)であって、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、基準値の5分の1以下であるとき、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、概ね1年に1回以上と、過去3年間ににおける当該事項についての検査結果が、概ね3年に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水質及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、省略可。 有機物	有機物
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	固相抽出-吸光光度法 固相抽出-高速液体クロマトグラ法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。)	当該事項についての過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、原水並びに水質及びその周辺の状況を勘査し、検査を行う必要がないことが明らかな場合、省略可。 有機物	その他
45	フェノール類	0.005mg/L以下	フェノールとして 固相抽出-誘導体化-GC-MS法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。)	"	Hg7.3:1まででは過マンガン酸カリウム消費量で10mg/L
46	有機物 量	3mg/L以下	全有機炭素計測定法 ガラス電極法、連続自動測定機器によるガラス電極法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。)	不可	その他 Hg7.3:1まででは過マンガン酸カリウム消費量で10mg/L
47	pH値	5.8～8.6	ガラス電極法、連続自動測定機器によ るガラス電極法	概ね1月に1回以上 (自動連続測定記録をしている場合、概ね3月に1回以上とすることができる。)	その他	
48	味	異常でないこと	官能法	"	"	
49	臭氣	異常でないこと	官能法	"	"	
50	色度	5度以下	比色法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法	比濁法、透過光測定法、連続自動測定機器による透過光測定法、積分球式光電度法、散乱光測定法、透過散乱法	"	
51	濁度	2度以下			"	

イ ①水質管理目標設定項目

(令和2年4月1日施行)

項目		目標値
1	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下
2	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下(暫定)
3	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下
5	トルエン	0.4mg/L以下
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)
11	農薬類 ^(注)	検出値と目標値の比の和として、1以下
12	残留塩素	1mg/L以下
13	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10mg/L以上100mg/L以下
14	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下
15	遊離炭酸	20mg/L以下
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下
17	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下
18	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下
19	臭気強度(TON)	3以下
20	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下
21	濁度	1度以下
22	pH値	7.5程度
23	腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける
24	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2,000以下(暫定)
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下
26	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)の量の和として0.00005mg/L以下(暫定)

注:農薬類(水質管理目標設定項目 15)の対象農薬リスト

農薬の総量評価

(A農薬の検出濃度／A農薬の目標値) + (B農薬の検出濃度／B農薬の目標値) ≤ 1

※ 検出濃度が定量下限値を下回った場合、当該農薬の濃度は0として取り扱う。

イ ②水質管理目標設定項目15(農薬類)の対象農薬リスト

(令和2年4月1日施行)

No.	項目	目標値 (mg/L)	用途	No.	項目	目標値 (mg/L)	用途
1	1, 3-ジクロロプロベン(D-D) ^{注1)}	0.05	殺虫剤	58	チオジカルブ	0.08	殺虫剤
2	2-DA (ダラボン)	0.08	除草剤	59	チオファネートメチル	0.3	殺虫剤、殺菌剤
3	2, 4-D (2, 4-PA)	0.02	除草剤	60	チオベンカルブ	0.02	除草剤
4	EPN ^{注2)}	0.004	殺虫剤	61	テフリルトリオン	0.002	除草剤
5	MCPA	0.005	除草剤	62	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	除草剤
6	アシュラム	0.9	除草剤	63	トリクロビル	0.006	除草剤
7	アセフェート	0.006	殺虫剤、殺菌剤	64	トリクロルホン(DEP)	0.005	殺虫剤
8	アトラジン	0.01	除草剤	65	トリシクラゾール	0.1	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤
9	アニロホス	0.003	除草剤	66	トリフルラリン	0.06	除草剤
10	アミトラズ	0.006	殺虫剤	67	ナブロハミド	0.03	除草剤
11	アラクロール	0.03	除草剤	68	ハラコート	0.005	除草剤
12	イソキサチオン ^{注2)}	0.005	殺虫剤	69	ビペロホス	0.0009	除草剤
13	イソフェンホス ^{注2)}	0.001	殺菌剤	70	ビラクロニル	0.01	除草剤
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	殺虫剤	71	ビラゾキシフェン	0.004	除草剤
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤	72	ビラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	除草剤
16	イプロベンホス(IPB)	0.09	殺菌剤	73	ビリダフェンチオン	0.002	殺虫剤
17	イミノクタジン	0.006	殺虫剤、殺菌剤	74	ビリブチカルブ	0.02	除草剤
18	インダノファン	0.009	除草剤	75	ビロキロン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
19	エスプロカルブ	0.03	除草剤	76	フィプロニル	0.0005	殺虫剤、殺菌剤
20	エトフェンプロクス	0.08	殺虫剤、殺菌剤	77	フェニトロチオン(MEP) ^{注2)}	0.01	殺虫剤、殺菌剤 殺虫剤、殺菌剤 植物成長調整剤
21	エンドスルファン(ベンゾエピン) ^{注3)}	0.01	殺虫剤	78	フェノカルブ(BPMC)	0.03	殺虫剤、殺菌剤
22	オリサストロビン ^{注4)}	0.02	除草剤	79	フェリムゾン	0.05	殺虫剤、殺菌剤
23	オキシン銅(有機銅)	0.03	殺虫剤、殺菌剤	80	フェンチオン(MPP) ^{注10)}	0.006	殺虫剤
24	オリサストロビン	0.1	殺虫剤、殺菌剤	81	フェントエート(PAP)	0.007	殺虫剤、殺菌剤
25	カズサホス	0.0006	殺虫剤	82	フェントラザミド	0.01	除草剤
26	カフェンストロール	0.008	殺虫剤、除草剤	83	フサライト	0.1	殺虫剤、殺菌剤
27	カルタップ ^{注5)}	0.08	殺虫剤、殺菌剤	84	ブタクロール	0.03	除草剤
28	カルバリル(NAC)	0.02	殺虫剤	85	ブタミホス ^{注2)}	0.02	除草剤
29	カルボフラン	0.005	代謝物	86	ブプロフェジン	0.02	殺虫剤、殺菌剤
30	キノクラミン(ACN)	0.005	除草剤	87	フルアジナム	0.03	殺菌剤
31	キヤプタン	0.3	殺菌剤	88	ブレチラクロール	0.05	除草剤
32	クミルロン	0.03	除草剤	89	ブロシミドン	0.09	殺菌剤
33	グリホサート ^{注6)}	2	除草剤	90	プロチオホス ^{注2)}	0.007	殺虫剤
34	グルホシネット	0.02	除草剤 植物成長調整剤	91	プロピコナゾール	0.05	殺菌剤
35	クロメプロップ	0.02	除草剤	92	プロピザミド	0.05	除草剤
36	クロルニトロフェン(CNP) ^{注7)}	0.0001	除草剤	93	プロベナゾール	0.03	殺虫剤、殺菌剤
37	クロルピリホス ^{注2)}	0.003	殺虫剤	94	プロモブチド	0.1	殺虫剤、除草剤
38	クロロタロニル(TPN)	0.05	殺虫剤、殺菌剤	95	ペノミル ^{注11)}	0.02	殺菌剤
39	シアナジン	0.001	除草剤	96	ベンシクロン	0.1	殺虫剤、殺菌剤
40	シアノホス(CYAP)	0.003	殺虫剤	97	ベンズビシクロン	0.09	除草剤
41	ジウロン(DCMU)	0.02	除草剤	98	ベンゾフェナップ	0.005	除草剤
42	ジクロベニル(DBN)	0.03	除草剤	99	ベンタゾン	0.2	除草剤
43	ジクロルボス(DDVP)	0.008	殺虫剤	100	ベンディメタリン	0.3	除草剤 植物成長調整剤
44	ジクワット	0.01	除草剤	101	ベンフラカルブ	0.04	殺虫剤、殺菌剤
45	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	殺虫剤	102	ベンフルラリン(ペスロジン)	0.01	除草剤
46	ジオカルバメート系農薬 ^{注8)} (二硫化炭素として)	0.005	殺虫剤、殺菌剤	103	ベンフレセート	0.07	除草剤
47	ジオピル	0.009	除草剤	104	ホスチアゼート	0.003	殺虫剤
48	シハロホップブチル	0.006	除草剤	105	マラチオン(マラソン) ^{注2)}	0.7	殺虫剤
49	シマジン(CAT)	0.003	除草剤	106	メコプロップ(MCPP)	0.05	除草剤
50	ジメタメトリ	0.02	除草剤	107	メノミル	0.03	殺虫剤
51	ジメトエート	0.05	殺虫剤	108	メタラキシル	0.2	殺虫剤、殺菌剤
52	シメトリ	0.03	除草剤	109	メチダチオン(DMTP)	0.004	殺虫剤
53	ダイアジノン ^{注2)}	0.003	殺虫剤、殺菌剤	110	メトミノストロビン	0.04	殺虫剤、殺菌剤
54	ダイムロン	0.8	殺虫剤、殺菌剤 除草剤	111	メトリブジン	0.03	除草剤
55	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネット ^{注9)} (メチルイソチオシアネットとして)	0.01	殺菌剤	112	メフェナセット	0.02	除草剤
56	チアジニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤	113	メプロニル	0.1	殺虫剤、殺菌剤
57	チウラム	0.02	殺虫剤、殺菌剤	114	モリネット	0.005	除草剤

注1) 1, 3-ジクロロプロベン(D-D)の濃度は、異性体であるシス-1, 3-ジクロロプロベン及びトランス-1, 3-ジクロロプロベンの濃度を合計して算出すること。

注2) 有機リン系農薬のうち、EPN、イソキサチオン、イソフェンホス、クロルピリホス、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、ブタミホス、プロチオホス及びマラチオン(マラソン)の濃度については、それぞれのオキソソムの濃度も測定し、それぞれの原本の濃度と、そのオキソソムそれぞれの濃度を原本に換算した濃度を合計して算出すること。

注3) エンドスルファン(ベンゾエピン)の濃度は、異性体であるα-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンに加えて、代謝物であるエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)も測定し、α-エンドスルファン及びβ-エンドスルファンの濃度とエンドスルフェート(ベンゾエピンスルフェート)の濃度を原本に換算した濃度を合計して算出すること。

注4) オリサストロビンの濃度は、代謝物である(Z)-オリサストロビンの濃度を測定し、原本の濃度とその代謝物の濃度を原本に換算した濃度を合計して算出すること。

注5) カルタップの濃度は、ネライストキシンとして測定し、カルタップに換算して算出すること。

注6) グリホサートの濃度は、代謝物であるアミノメチルリン酸(APMA)も測定し、原本の濃度とアミノメチルリン酸(APMA)の濃度を原本に換算した濃度を合計して算出すること。

注7) クロルニトロフェン(CNP)の濃度は、アミノ体の濃度も測定し、原本の濃度とアミノ体の濃度を原本に換算した濃度を合計して算出すること。

注8) ジオカルバメート系農薬の濃度は、ジネブ、ジラム、チウラム、ブロビネブ、ポリカーバメート、マンゼブ(マンコゼブ)及びマンネブの濃度を二硫化炭素に換算して合計して算出すること。

注9) ダゾメット及びメタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネットの濃度は、メチルイソチオシアネットとして測定すること。

注10) フェンチオン(MPP)の濃度は、酸化物であるMPPスルホキシド、MPPスルホン、MPPオキソン、MPPオキソンスルホキシド及びMPPオキソンスルホンの濃度も測定し、フェンチオン(MPP)の原本の濃度と、その酸化物それぞれの濃度を原本に換算した濃度を合計して算出すること。

注11) ペノミルの濃度は、メチル-2-ベンツイミダゾールカルバメート(MBC)として測定し、ペノミルに換算して算出すること。

ウ 要検討項目(47項目)

	項目	目標値(mg/L)
1	銀及びその化合物	-
2	バリウム及びその化合物	0.7
3	ビスマス及びその化合物	-
4	モリブデン及びその化合物	0.07
5	アクリルアミド	0.0005
6	アクリル酸	-
7	1,7—B—エストラジオール	0.00008 (暫定)
8	エチニル—エストラジオール	0.00002 (暫定)
9	エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)	0.5
10	エピクロロヒドリン	0.0004 (暫定)
11	塩化ビニル	0.002
12	酢酸ビニル	-
13	2, 4—トルエンジアミン	-
14	2, 6—トルエンジアミン	-
15	N, N—ジメチルアニリン	-
16	スチレン	0.02
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L (暫定)
18	トリエチレンテトラミン	-
19	ノニルフェノール	0.3 (暫定)
20	ビスフェノールA	0.1 (暫定)
21	ヒドラジン	-
22	1, 2—ブタジエン	-
23	1, 3—ブタジエン	-
24	フタル酸ジ(n—ブチル)	0.01
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
26	ミクロキスチン—LR	0.0008(暫定)
27	有機すず化合物	0.0006 (暫定) (TBTO)
28	プロモクロロ酢酸	-
29	プロモジクロロ酢酸	-
30	ジプロモクロロ酢酸	-
31	プロモ酢酸	-
32	ジプロモ酢酸	-
33	トリプロモ酢酸	-
34	トリクロロアセトニトリル	-
35	プロモクロロアセトニトリル	-
36	ジプロモアセトニトリル	0.06
37	アセトアルデヒド	-
38	MX	0.001
39	キシレン	0.4
40	過塩素酸	0.025
41	N—ニトロソジメチルアミン (NDMA)	0.0001
42	アニリン	0.02
43	キノリン	0.0001
44	1, 2, 3—トリクロロベンゼン	0.02
45	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2

※TBTO(トリブチルスズオキサイドの目標値)
(令和2年4月1日施行)

発行者：熊本県
所屬：環境保全課
発行年度：令和二年度